

改正の概要

山口市競争入札参加者心得 (No.8)

1 改正内容

現在、再度入札において、入札者が1者となった場合は、入札を中止しているが、一般競争入札及び条件付一般競争入札において、電子入札を行うものについては、再度入札（3回目まで）できるよう改正するもの。

2 施行期日

令和8年4月1日

山口市競争入札参加者心得 (No. 8)

新旧対照表

新	旧
<p>(入札の中止等)</p> <p>第13条 入札公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止し、延期し又は取り消すことがある。この場合において、入札者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。</p> <p>2 入札執行宣言前に入札者が1者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札においては、この限りでない。</p> <p>3 第17条の再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。<u>ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札において、電子入札によるものは、この限りでない。</u></p> <p>省略</p>	<p>(入札の中止等)</p> <p>第13条 入札公告等をしたときから落札者の決定までの間において、入札者が談合し、又は不正不穩の行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき、その他市が必要と認めるときは入札の執行を中止し、延期し又は取り消すことがある。この場合において、入札者は、当該入札のために要した費用を市に請求することはできないものとする。</p> <p>2 入札執行宣言前に入札者が1者になった場合は、入札を中止する。ただし、一般競争入札又は条件付一般競争入札においては、この限りでない。</p> <p>3 第17条の再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。</p> <p>省略</p>

附 則

(施行期日)

1 この心得は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この心得の施行の日の前日までに、入札公告を行った入札については、なお従前の例による。